

議 会 運 営 委 員 会

令和4年2月7日（月）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、
小川委員、牛尾委員
〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
〔委員外議員〕
〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記
-

議 題

- 1 令和4年6月以降の陳情審査及び意見陳述について 資料1
- 2 浜田市議会基本条例の見直しについて 資料2
- 3 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 資料3
- 4 委員会研修について（行政視察代替）
- 5 その他

項目		山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
1 陳情審査方法について	受付からの流れについて	<p>①陳情受付：従来通り</p> <p>②陳情書の記述確認：従来通り</p> <p>③議運正副委員長及び正副議長の内容確認：従来どおり</p> <p>④確認後、全議員に配布</p> <p>⑤配布後に各会派で協議し、取り上げるべきと判断した場合は、取り扱うことを各委員会に各会派の所属委員が要請。</p> <p>⑥定例会議初日の委員会で、各会派での意見を踏まえ（各会派の所属委員が説明）、取り扱うかどうかを協議決定し取り扱うこととなった場合は、所管事務調査などで扱う。</p> <p>* 請願は従来通り採決。 陳情は採決を行わない。</p> <p>* 陳情者に対し必要に応じて参考人招致を行う。 （各委員会が判断する。）</p>	<p>① 事務局は陳情者に対し不備があれば修正等を求めるが、基本的に加筆修正はしない方がよい。</p> <p>② 議会運営委員会正副委員長及び正副議長の判断で願意と理由が不明確なもの等については付託しない。その場合の判断基準として、廃止されたままになっている「浜田市議会陳情書取扱基準」の検証を行い、早急に策定すべきである。</p> <p>③ 陳述について本人希望ですべて認めているため弊害も出ており、陳述件数か時間の上限を設定する。若しくは、議会運営委員会正副委員長及び正副議長が認めたものに限るなどのルール化が必要と考える。</p>	<p>受付から陳情者へ通知の流れはこれまででよい</p>	<p>① 事務局で記入漏れ等を確認して受付。</p> <p>② 正副議長、議運正副委員長、事務局で内容を確認し付託委員会を協議。</p> <p>③ 議長が付託先を決定し、議会運営委員会で付託先承認。</p> <p>④ 議長が全員協議会で付託先を通知。</p> <p>⑤ 初日の委員会で陳述が必要か確認。</p>
	その他ご意見	<p>上がってきた声（陳情）を採択することではなく、一つ一つをどうフォローしていくかが重要。</p>		<p>要は、陳情者・陳述者の固定化と問題発言、問題行動等に歯止めをかける必要性について多くの議員が求めているものでしょう。陳情は国民の権利であり、固定化してもご意見を聞くことは必要であり拒むことは避けるべき。しかし、問題発言、問題行動はなすべきでなく、このことについては議長、担当委員長に何らかの権限を付与して対応すべき。</p>	
2 意見陳述の実施について	6月定例会議以降の意見陳述の有無	なし	あり	あり	あり
	陳述の流れ		<p>①陳述時間3分は妥当と考えるが、陳述件数や時間の上限設定が必要。</p> <p>②執行部同席の「不要」については陳情審査の日を別の日に設けることが前提であり、現状維持なら執行部同席とならざるを得ない。</p> <p>③文書主義が基本で願意・理由が明確であれば賛否の判断は可能であり質疑の必要性はないと考える。やむを得ず質疑を行う場合でも最小限にとどめるべきである。</p>	<p>陳述の流れ及び時間はこれまでどおりでよい</p>	<p>①開会初日の委員会で陳述が必要なものを選定し、必要と認めたもののみ陳情者に陳述を依頼（許可）する。</p> <p>②委員会の冒頭に行う。 時間は3分とし、終了後に委員から陳述者に質疑を行う。（質疑は内容の確認にとどめ私感は入れない。）</p> <p>③執行部の出席については、陳述数が多い場合はその都度判断する。</p>
	その他のご意見	<p>意見陳述に代わる方法として関連資料の添付については動画も許可する。タブレットの活用方法としても良いのではないかと思う。</p>	<p>基本的に意見陳述は有効な手法と認識としているが、陳情審査に半日費やす状態は全体の奉仕者の観点からも改善が必要と考える。</p> <p>傍聴規定の遵守を徹底し、審議の妨害行為等に対しては毅然と対応することとし、問題行為に対しては議会として統一的に対応する。</p>	<p>前記陳述審査方法を参照</p> <p>不規則発言等については確固たる態度で対応すべき</p>	

現在			改正時期	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
条項	見出し	条文					
目次		前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会の活動原則(第3条―第16条) 第3章 議員の活動原則(第17条―第20条) 第4章 市民参加(第21条―第23条) 第5章 議員定数及び議員報酬(第24条) 第6章 補則(第25条) 附則	H27. 3. 20 H30. 12. 16				
前文		地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。 私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。 ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。		事態に即して修正すべき			
第1章	総則						
第1条	目的	第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。					
第2条	条例の位置付け	第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。					
第2章	議会の活動原則						
第3条	議会の活動原則	第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。 6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。	H30. 9. 28 R3. 3. 19		2 議会は、市長等に対する監視機能を果たすとともに公共の福祉に資する政策実現に向け、議員間の共通認識と合意形成により議決力を強化し、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。		
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に対応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。			7 議会は、男女共同参画等の理念に則り、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めるものとする。 (政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行をうけ、多様な意見、民意が政治や社会の政策、方針決定に公平、公正に反映され、均等に利益を享受することができる社会の実現に向けた議会の姿勢を示す)		ジェンダーについての記述を追加する

現在			改正時期	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
条項	見出し	条文					
第5条	危機管理	第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。					
		2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。					
		(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。					
		(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。					
第6条	会派	第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。					
		2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。					
		3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。					
		4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。					
第7条	議員と市長等との関係	第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。					
		(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。					
		(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。					
第8条	議会審議における論点整理	第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。					
		(1) 政策の発生源					
		(2) 提案に至るまでの経緯					
		(3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討					
		(4) 市民参加の実施の有無とその内容					
		(5) 総合振興計画との整合性					
		(6) 財源措置					
		(7) 将来にわたるコスト計算					
第9条	予算及び決算における説明	第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。					

現在			改正時期	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
条項	見出し	条文					
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	H27. 3. 20	(保留) 請願と陳情の整理すべき。		(保留) これまで多くの陳情を採択してきたが実質的な行動を促すことができていない。趣旨の実現可能性を含めた回答及び実行が明確になることを求める。	
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。					
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。					政策討論会については、進め方を再検討する必要があると思います。
第13条	委員会の活動	第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。					
						3 委員会は所管事務調査並びに取組課題の調査研究等、委員会活動の活性化を図り、政策提言や条例提案につなげるとともに、事後の活用や進行管理に努める。	
第14条	議会広報の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。					
第15条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考にするため、議会図書室の図書の実態に努めるものとする。		整理を図るべき。中央図書館との連携を図るなど。			
第16条	議会事務局の体制整備	第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。 2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。	H30. 9. 28			第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備及び議事機関としての機能を維持するための予算確保に努めるものとする。	
第3章	議員の活動原則						
第17条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。 4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。				2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、議員力を高め市民の代表としてふさわしい活動を行わなければならない。	

現在			改正時期	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
条項	見出し	条文					
第18条	政務活動	第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。	H24.12.21		政務活動費の執行率を上げることを追加。		
		2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその使途について説明責任を果たすものとする。	H24.12.21				
		3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。	H24.12.21				
		4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。	H27.3.20				
第19条	議員研修	第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。					
		2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。					
		3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用を努めるものとする。				3 議会は、 広く 知的財産の有効活用を努めるものとする。 ※島根県立大学との意見交換会の開催等は範囲を狭めるものであるため	
第20条	政治倫理	第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。					
第4章	市民参加						
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。					
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	H30.9.28				
		3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。	H24.12.21				
		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	H24.12.21		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。 また、各審議会などに議会として参画するものとする。		
					(保留) 5 議会は、 請願(陳情)において、内容が請願に適合するものを含む)の審議において、必要があると認める場合は請願者の説明、意見を聴く機会を設けるものとする。 (請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけるが、あくまでも審議において必要があると認める場合が前提です)		
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。				重要案件の位置づけが分かりにくく、これまでほとんど実施されていません。見直しが必要と思います。	
第23条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。		議会報告会の定義を明らかにすべき		第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会 を 開催するものとする。 ※すでに一日議会や地域協議会との意見交換会を実施しているため	
					2 時代や環境の変化に対応するとともに、市民のニーズの把握に努め、広聴機能の充実に に向けた新たな手法の導入についても積極的に検討する。		

現在			改正時期	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
条項	見出し	条文					
第5章	議員定数及び議員報酬						
第24条	議員定数及び議員報酬	<p>第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	R3. 3. 19				
第6章	補則						
第25条	見直し手続	<p>第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。</p>					

■会派その他の意見等

山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
	<p>全部改正も考えられるのではないかという意見もあります。その理由として、</p> <p>①現行条例は条文がつぎはぎ、条文間に整合に欠けるところがある。</p> <p>②条例の入り口から出口までを整理するという意味で、前文、理念、目的、具体的事項、盛り込むべき細部事項などを大中小と整然と整理する。</p> <p>③地方自治の本旨とあることから、住民、市長、議会の関係を整理する。</p> <p>④住民主体、住民参加が基本である。</p> <p>⑤自由討議を議会運営の基本に据える。</p> <p>⑥民主的な議会運営とし、全議員の参画、自由討議、多様な意見の反映などを実現する。</p> <p>以上が全部改正の流れで、具体的事項などは現行条文とし、全体を整理してはどうかということです。</p>	<p>・市議会議員のすがる場所は市民であり、市民の投げかける疑問に対しては誠意をもって答えるべきであり、答えず背を向けることはなすべきではありません。個々人で答えに窮する場合は、会派や議会全体へ投げかけ市民の福祉増進や公正公明民主的な活動がなされるよう回答を模索するよう努めるべきです。</p> <p>・議員は上程された議案を審議する。しかし、事前の説明なく提案され審議のまな板にも乗らないことは、市民に市政への不信感を抱かせ決して利益になることではない。基本条例に乗せることではないかもしれないが、執行部は議案の事前検討が可能な機会を設け、議員は真摯に事前検討に応じることが必要ではなかろうか。</p>	<p>和歌山県かつらぎ町では第16条で、「町政の課題に関する調査研究のため、必要に応じて識見を有する者等で構成する、調査機関を設置することができる」とされています。埼玉県飯能市の第19条では、「ICTを積極的に活用するものとする」とあります。このような項目について検討してはどうかと思います。</p> <p>条例だけでなく、関連する規程や要領についても見直しが必要ではないかと思います。</p>

令和4年1月21日

総務文教委員長 永見利久様
福祉環境委員長 小川稔宏様
産業建設委員長 川上幾雄様
議会運営委員長 布施賢司様

議会広報広聴委員会
委員長 三浦大紀



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

はまだ議会だより Vol.63（令和3年12月1日発行）で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和4年2月28日（月）正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.65（令和4年5月1日発行予定）に掲載予定です。

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
<p>浜田市スポーツ宣言都市 スポーツを通じて地域を元気に</p> <p>浜田市民＝幼児から高齢者</p> <p>この浜田市のスポーツ施設の老朽化が目立ちます。公共施設は、高額な利用料を徴収する施設ではなく、いつでも、どこでも、だれでもが、利用しやすい料金で、浜田市民のための施設です。</p> <p>この未来ある子どもたちのためにも、議員の皆様がしっかり目を開いて、お金、予算がない！ではなく、どうしたらできるかを生み出してほしいです。</p> <p>そのためには、いろいろな課題があると思いますが、既存の施設を活かし、廃止することも必要なため、浜田市民のためにぜひ改革をよろしくお願いします。</p>	
<p>命を守り、誰もが幸せに生きることができる浜田市にしてほしいです。</p>	
<p>第一には、郷土資料館の新築反対を述べたい。既存の建物等の補修をした方が良いのでは？</p> <p>コロナ禍で住みにくい世の中となっています。浜田においては、都会よりは良かったのではと思いました。</p>	
<p>SDGs を題した議会だより、三浦議員になられ良くなったと思います。</p> <p>2030 年までに、持続可能な浜田市のためによりしくお願いします。</p> <p>浜田市小中学校の水泳授業時間の確保陳情も拝見しました。スポーツ施設は上記のような状況です。学校授業で使う、プール備品も老朽化し、直しながら利用しています。未来ある子どもたちのためによりしくお願いします。</p>	
<p>歴史資料館計画凍結との新聞報道に安堵しました。議会の取組に感謝です。郷土資料館の老朽化は何とかしないといけないと思っています。私は浜田城を再建してその一角を資料館にできないものかと思っています。もちろん多大な資金を要すとは思いますが市民誰もが浜田市のシンボルととらえりピーターも格段に増えてくると思います。どうかご検討を。</p>	
<p>駅前だけではありません。町中も人通りはありません。新しく建てるだけでなく空き家の利用を考えたら？(岩多屋の意見より)</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

福祉環境委員会

意見	対応経過及び結果
<p>浜田の空気を綺麗にしてほしいです。工場の煙や車の排気ガスなどの臭いが気になります。</p>	
<p>市長選では浜田が変わると思って期待をしていたが、これからも変わらず悪くなる一方だと周りは言っている。 子育てをしているが、浜田市は子育てしにくい町だと県外の友人から言われる。 浜田はなにをやっても出遅れている。 隣の益田市にかなり負けている。だから若い人たちが浜田に住まないし、少子化になるのだと思う。もっと浜田をよくしようと考えているのなら市民の声を聞くべき。本当に子育てがしにくく、住みにくい町だなとつくづく思う。</p>	
<p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。 子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など) 若者にこの町に住んでもらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもってのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p>	
<p>中学生までの子どもや母子家庭等にはかなりの税金が使われ、一人暮らしには何もサポート、助成がないと感じています。浜田市の税金の使い方を検討していただきたいです。 市長、議員さんにおかれましては全力で浜田市をよい町にしていきたいです。 市政を問うのページにメンタル不調を増やさない仕組みづくりと書かれていました。原因除去について市役所内のある課長に要望しましたが、自分のところではやってないからととりあってもらえませんでした。誰もが働きやすい環境を作ることが浜田を元気にすることになると思います。慣例にとらわれず、改革を進めてほしいです。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

産業建設委員会

意見	対応経過及び結果
<p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。</p> <p>子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など)</p> <p>若者にこの町に住んでもらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもってのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
<p>議員さんも変わり新しい方もおられるが、特に期待はしていない。議員の仕事は何をしているのかさっぱり分からない。</p> <p>選挙の時だけ必死で、選挙に当選すれば偉そうにしている議員がいる。浜田を変えようと思っても残念ながら変わらないのが浜田市。</p>	
<p>議員がもっと動いて市民の声をしっかりと聞くべきだと思う。市民に寄り添った活動をしていかないと浜田市は落ち込む一方だと思う。選挙の時だけ必死になってもダメ。</p> <p>市長選では浜田市が変わるチャンスだと期待していたが、結局変わらなかったのも特に期待はしていない。</p> <p>これからはもっと魅力ある活動をしてほしいと思う。</p>	
<p>この読者アンケートにも見られるように市民の少ない小さな意見にも耳を傾ける活動してほしい。</p>	
<p>議員は地域の代表ですが、そのことだけにとらわれず、未来の浜田の全体像をイメージして市政にあたってもらいたい。あまりにも井戸端会議的である。</p> <p>議会で「おかしい」と思える事があれば、意見（反対の裏付けと、それに替わる対応案）を明確にできる議会であってほしい。付度はダメ。</p>	
<p>新メンバーに期待します。</p> <p>高齢化、人口減は仕方ありません。それでも住みやすい町をと思っています。</p> <p>新しい発想でやってみてください。</p> <p>本当に市民の声を聞いているのでしょうか。資料館、民意は反対です。</p>	
<p>市民は市政を見ています。数人集まれば市政に対して意見を言い合います。</p> <p>議員は各町、村に行き、地元の現状を把握し、精査されて議会で反映すべき。</p> <p>他の市などを勉強し、浜田でどう生かされるか、議員の力量が問われています。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会広報広聴委員会

意見	対応経過及び結果
前回アンケートでマスク姿の写真はやめるようお願いしましたが、今回は人格が見え大変良かったと思います。表紙についても大変良いと思いました。	
今月の議会だよりの表紙は都会的でモダンだった。目を引いた。表紙の説明を読んで納得した。これからもクリエイティブな装丁を期待しています。	